

# 特別支援教室の導入に向けた今後の取組について

## I 発達障害の児童への支援状況

### 1 都内公立小学校における発達障害の児童への支援状況

種別	設置校数	児童の 在籍学級	支援の内容
通常の学級	1,295校 (18,291学級)	通常の 学級	児童は、学級担任による配慮の他、一部の区市町村では支援員等による支援を受けている。
情緒障害等 通級指導学級	210校 (718学級)		児童は、在籍学級の授業の一部を抜けて、通級指導学級教員の指導を受けている。
自閉症・情緒障害 特別支援学級(固定)	21校 (47学級)	特別支援 学級	児童は、8人で編制される学級で各教科指導に加え、自立活動の指導を受けている。

### 2 平成26年度 都教育委員会が全区市町村教育委員会に実施した調査結果

通常の学級の 児童数 a	発達障害の 児童の想定数 b	在籍率 b/a	通級で指導を 受けている児童数 c	支援率 c/b	bのうち一部特別 な指導が必要な 児童数 d	割合 d/b
552,897人	33,661人	6.1%	6,209人	18.4%	16,445人	48.9%

### 3 平成26年度 発達障害の児童への通級指導学級における支援状況

通級指導学級を設置している学校			通級指導学級を設置していない学校		
想定児童数	通級児童数	支援率	想定児童数	通級児童数	支援率
6,427人	1,863人	29.0%	27,234人	4,346人	16.0%

## II 特別支援教室の導入

### 【導入の目的】

- これまでの通級指導学級による指導を全ての小学校で展開し、一人でも多くの児童が支援を受けられるようにする。
- 在籍校での個別指導や小集団指導を通して、発達障害児の学力や在籍学級における集団適応能力の伸長を図る。
- 巡回指導教員による在籍学級担任への助言等により、学級運営の安定化を図る。

#### 通級指導学級

通級指導学級設置校に児童が通級し、指導を受ける



#### 特別支援教室

全ての公立小学校に特別支援教室を設置し、教員が巡回指導



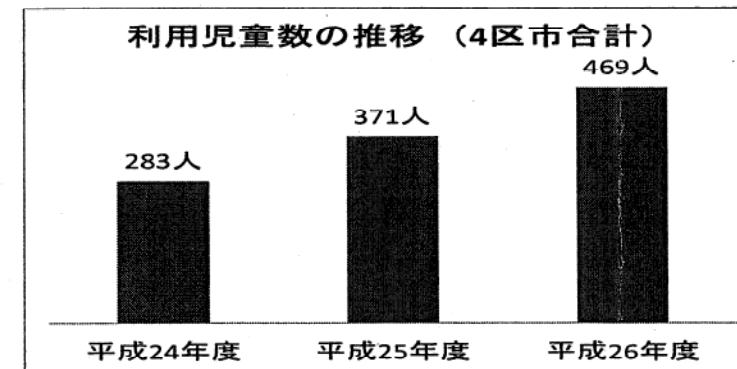
## III モデル事業の成果と課題

■実施時期 平成24年度 から 26年度 まで

■実施地区 目黒区、北区、狛江市、羽村市

### 【成果】

- 児童、保護者の通学にかかる負担の軽減  
他の小学校に通う必要がなくなり、児童及び保護者の負担が軽減した。
- 在籍学級の授業を抜けることに対する不安の軽減  
教員が巡回することにより、在籍学級の時間割に合わせて、柔軟に指導時間を設定できる。
- 利用児童数の増加  
在籍校で指導を受けられることで、利用を希望する児童が増加した。



24年度 → 26年度  
1.7倍

- 指導内容・方法の改善・充実  
巡回指導教員と学級担任が在籍学級における児童の課題について共通認識をすることにより、指導内容が充実した。
- 巡回指導教員による学級担任への支援  
巡回指導教員が通常の学級において、発達障害児に加え、周りの児童を含めた行動観察を行い助言することにより、学級担任の対応力が向上し、学級運営が円滑になる。

### 【課題】

- 教員の巡回指導体制の確立
- 教員の専門性向上
- 巡回指導に必要な教室環境等の確保
- 特別支援教室における指導開始・終了の仕組みづくり
- 保護者及び学校関係者への理解促進

## IV 区市町村への支援

### 特別支援教室導入のスケジュール

27年度【準備期間】	28年度【1年目】	29年度【2年目】	30年度【3年目】
・計画策定 ・教職員及び保護者向け説明会の実施	準備の整った区市町村から順次導入		全小学校に導入

#### 1 教員の巡回指導体制の整備

##### 特別支援教室体制（28年度～）

##### (1) 巡回指導教員の配置

- ・区市町村ごとに、一部特別な指導を必要とする児童10人につき1人の教員を配置

\*経過措置期間（5年間）は新基準で算出した教員数が平成27年度の教員数を下回る場合は、平成27年度の教員数を維持

##### 【教員数の推移事例】

	年度	経過措置期間							
		27	28	29	30	31	32	33	
新基準では教員数増になる事例	指導児童数(人)	230	272	318	348	383	412	433	
	教員数(人)	現行基準	35						
		新基準		28	32	35	39	42	44
		経過措置		—	—	—	—	—	—
新基準では教員数減になる事例	指導児童数(人)	230	270	295	305	315	325	337	
	教員数(人)	現行基準	35						
		新基準		27	30	31	32	33	34
		経過措置		35	35	35	35	35	—

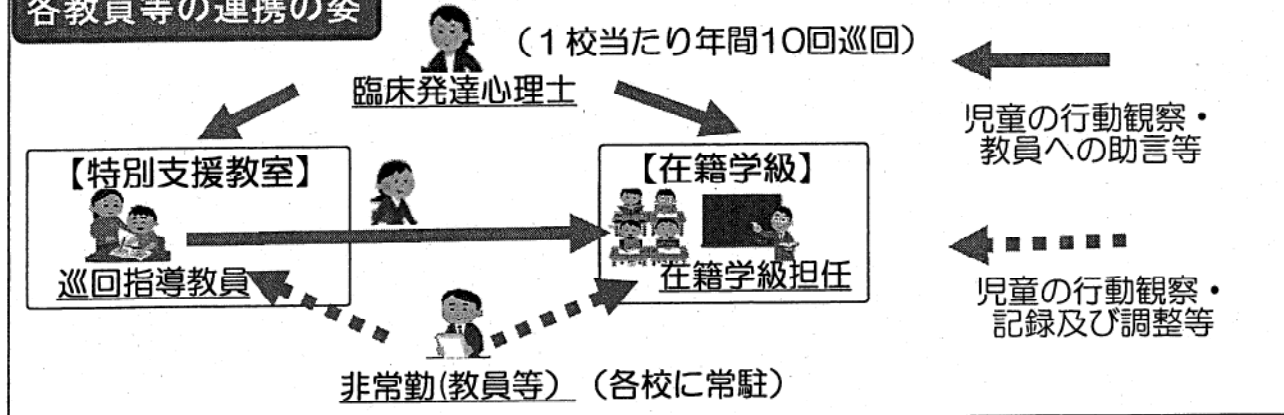
##### (2) 非常勤（教員等）の配置

各校での特別支援教室の円滑な運営を図るため、校内調整や巡回指導教員との連携調整や個別の課題に応じた教材作成などを行う非常勤（教員等）を、導入校1校に1人配置

##### (3) 臨床発達心理士の巡回

巡回指導教員・学級担任等に指導内容・方法についての助言を行う臨床発達心理士が、特別支援教室導入校1校当たり年間10回巡回

### 各教員等の連携の姿



- 2 特別支援教室導入のためのガイドライン作成・周知（26・27年度）  
特別支援教室モデル事業における成果と課題への対応策等をまとめたガイドラインを作成し、区市町村に配布及び周知

- 3 条件整備費補助事業（27年度～29年度）  
（27年度予算額 2億2千万円）

特別支援教室導入の前年度に、区市町村に対して物品購入及び簡易工事相当の経費を補助

- 物品購入 → 机、椅子、ホワイトボード、学習用教材等  
1校当たり30万円を上限
- 簡易工事 → 簡易間仕切り工事等  
1校当たり70万円を上限

##### 【事務処理スケジュール（予定）】

4月	【都教委】	補助金要綱及び事業計画書提出依頼通知
6月	【区市町村教委】	事業計画書提出
7月	【都教委】	補助対象として指定通知
8月	【区市町村教委】	補助金交付申請書提出
9月	【都教委】	補助金交付決定通知

- 4 教員の専門性の向上（27年度～）
  - ・区市町村教育委員会及び都教職員研修センター等が主催する発達障害教育に関する研修の充実
  - ・巡回指導におけるOJTの活用（ベテラン教員が若手教員等を育成）
  - ・特別支援学校のセンター的機能の活用に向けた取組み